

公道工事（1次側工事）と必要な資格

別紙資料（1/2）

工種	細目	本管の管種	資格	認定する団体
A. 分岐工事 (穿孔あり)	サドル 分水栓	配水用ホ <sup>®</sup> リエチレン管(PE) 以外 (铸铁管、VP、鋼管、他)	給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A） (給水装置工事配管技能者講習会修了者証 <sup>※1</sup> ) (給水装置工事配管技能検定合格者証 <sup>※1</sup> ) (給水装置工事配管技能者認定証 <sup>※2</sup> )	(公財)給水工事技術振興財団（現検定） 〃（H23年度までの旧検定） 〃（H28年度までの旧検定） 財団及び認定協議会が認めた事業体の資格
		配水用ホ <sup>®</sup> リエチレン管(PE)	給水装置工事配管技能者証（ポリエチレン管検定） <sup>※6</sup> 配水用ポリエチレン管・接手・施工技術講習会受講証 <sup>※6</sup>	(公財)給水工事技術振興財団 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)

工種	布設する管種・口径	資格	認定する団体
B. 布設工事 (穿孔なし)	二層ホ <sup>®</sup> リエチレン管(PP) 20mm～50mm 各種ライニング <sup>®</sup> 鋼管等 20mm～	給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A・旧検定含む） 配管技能士（1級、2級、3級） <sup>※3</sup> 公共職業能力開発施設の配管科の課程の修了者 <sup>※4</sup> 職業訓練校の配管科の課程の修了者 <sup>※5</sup>	(公財)給水工事技術振興財団 国又は地方公共団体 国又は地方公共団体 都道府県知事
	ダクティル铸铁管（耐震継手）50mm～	配水管技能者証（耐震継手）	(公社)日本水道協会
	配水用ホ <sup>®</sup> リエチレン管(PE) 50mm～	給水装置工事配管技能者証（ポリエチレン管検定） <sup>※6</sup> 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 <sup>※6</sup>	(公財)給水工事技術振興財団 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)

※1 現検定の旧修了者証、旧合格者証であるため、現在の検定終了技能者と同等に扱う。

※2 財団及び認定協議会が認めた事業体の資格であるため、現在の検定終了技能者と同等に扱う。

※3 職業能力開発促進法第45条に規定される配管技能士

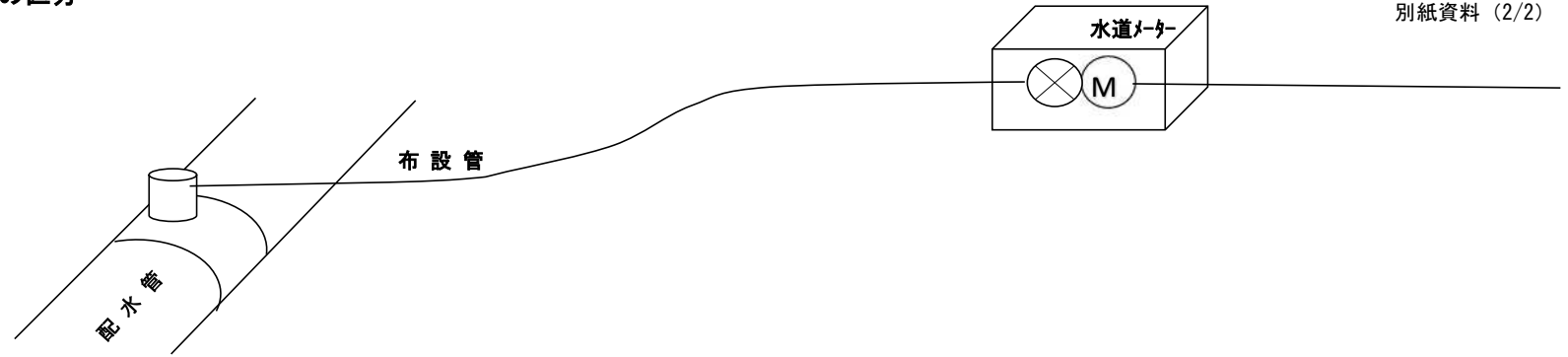
※4 職業能力開発促進法第16条に規定される国又は地方公共団体が設置する公共職業能力開発施設

※5 職業能力開発促進法第24条に規定される都道府県知事の認定を受けた職業訓練校

国 : 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校  
 ◇公共職業能力開発施設の種類の 都道府県 : 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等  
 市町村 : 職業能力開発校

※6 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)及び給水工事技術振興財団はEF接合、サドル分水栓、メカニカル継手の3種類の講習を行う。  
 メーカー講習についてはメーカーごとに講習内容が異なるため、POLITEC(又は給水工事技術振興財団)の講習を資格要件としていきます。

◇ 施工箇所による必要な資格の区分



	1次側・分岐部 【サドル分水栓】	1次側工事 【布設工事】	2次側工事
	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>「指定給水装置工事事業者」 であれば施工可</b>
「配水管」が、 配水用ポリエチレン管 (PE) 以外 (铸铁管、VP、鋼管、他)	給水装置工事配管技能者証 (全国標準検定A、又は旧検定)	「布設管」が、 二層 ポリエチレン管 各種 ライニング鋼管等	給水装置工事配管技能者証 (全国標準検定A、又は旧検定) 配管技能士 (1級、2級、3級) 公共職業能力開発施設の配管科の課程の修了者 職業訓練校の配管科の課程の修了者
「配水管」が、 配水用ポリエチレン管 (PE)	給水装置工事配管技能者証 (ポリエチレン管検定) (公財) 給水工事技術振興財団 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 (POLITEC)	铸铁管 配水用 ポリエチレン管	配水管技能者証 (耐震接手) 給水装置工事配管技能者証 (ポリエチレン管検定) (公財) 給水工事技術振興財団 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 (POLITEC)